

第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学薬学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、徳島大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則及びこの規則に特別の定めのある場合を除いて本学部に関する事項は、本学部教授会が定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、生命科学を基盤とする薬学を研究・教授することを通して、薬の専門家としての知的・技術的基盤形成に必要な教育と深く医療に関わる使命感と倫理観を持たせる教育を行い、以て、人類の福祉と健康に貢献する人材を育成することを目的とする。

第2章 入学者選考

(入学者選考)

第2条 本学部の入学者は、学則の定めるところによって選考を行うものとする。

第3章 教育課程及び履修方法

(履修コース)

第2条の2 本学部は、次の履修コース及び育成プログラムを置く。

創製薬科学研究者育成コース

創製薬科学研究者育成プログラム

先導的薬剤師育成コース

研究型高度医療薬剤師育成プログラム

研究型地域医療薬剤師育成プログラム

(履修コース及び育成プログラムの配属並びに転コース等)

第2条の3 本学部の学生は、前条に掲げる履修コースのうち、いずれか一つを専攻するものとする。

2 先導的薬剤師育成コースの学生は、前条の当該コースに掲げる育成プログラムのうち、いずれか一つを専攻するものとする。

3 第1項の履修コース及び前項の育成プログラムの配属時期は、第3年次進級時とする。

4 本学部の学生が、転コース及び転育成プログラム（以下「転コース等」という。）を願い出たときは、学部長は、教授会の議を経て許可することがある。

5 本条に定めるもののほか、履修コース及び育成プログラムの配属並びに転コース等については、学部長が別に定める。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教養教育の授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び専門教育の授業科目（以下「専門教育科目」という。）により編成する。

(教養教育科目の履修等)

第3条の2 教養教育科目の履修等に関することは、徳島大学教養教育履修規則（平成27年度規則第39号。以下「教養教育履修規則」という。）の定めるところによる。

2 教養教育履修規則第5条に定める履修要件は、別表第1のとおりとする。

(専門教育科目)

第3条の3 専門教育科目の区分は、必修科目及び選択科目とする。

2 専門教育科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

3 他の学部には属する専門教育科目は自由科目とし、これを履修することができる。

4 前項の規定により履修し、修得した単位は、本学部における修得単位として認定することができる。ただし、卒業するための修得単位としては認めない。

(履修手続)

第4条 専門教育科目を履修するためには、所定の期日までに当該専門教育科目担当教員に受講申請し、承認を受けるものとする。

第4条の2 第3条の3第3項の規定により履修するためには、本学部長を経て関係学部長の許可を得た後、当該専門教育科目担当教員に受講申請するものとする。

(進級要件)

第5条 上級学年に進級するためには、必要と認める授業科目について、その単位を修得していなければならない。

(留学及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第5条の2 学則第27条の2の規定に基づき外国の大学又は短期大学に留学しようとする者及び第34条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする者は、所定の願書を本学部長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第5条の3 前条の規定により許可を受けた者（以下「派遣学生」という。）が修得した単位又は学則第34条の4の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学又は短期大学が発行する成績証明書により行う。

2 学則第34条の3の規定に基づき大学以外の教育施設等において学修した授業科目について修得した単位の認定は、当該教育施設等が発行する成績証明書等により行う。

(履修報告書)

第5条の4 派遣学生は、履修を終えたときは、速やかに（外国の大学又は短期大学に留学する

者については、帰国の日から1月以内）、所定の履修報告書を本学部長を経て学長に提出しなければならない。

第4章 試験及び卒業

（試験）

第6条 成績の考査は、試験による。ただし、実習については、試験を行わないことがある。

2 授業科目の試験は、原則として学期末において行う。

3 授業時間数の3分の2以上出席しなかった者は、その授業科目の試験を受けることができない。

（試験の告示）

第6条の2 試験の科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

（成績評価等）

第7条 成績は、100点をもって満点とし、秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）及び不（59点以下）の評語をもってあらわし、秀、優、良及び可を合格とし、不を不合格とする。

2 秀、優、良、可及び不の評価基準は、次の表のとおりとする。

評語	評価基準
秀	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
優	科目の到達目標を十分に達成している。
良	科目の到達目標を達成している。
可	科目の到達目標を最低限達成している。
不	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位、放送大学の修得単位、外国語技能検定試験等による単位により判定する授業科目の成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

（追試験）

第8条 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に受験できなかった者は、原則として次期試験期日において追試験を受けることができる。

（再試験）

第9条 試験を受けて合格しなかった者は、原則として次期試験期日において再試験を受けることができる。

（卒業）

第10条 本学部を卒業するためには、次の単位を修得し、徳島大学語学マイレージ・プログラムについて本学部が定める基準を満たさなければならない。

創製薬科学研究者育成コース

教養教育科目 35 単位以上

専門教育科目

必修科目 142 単位

選択科目 10 単位以上

計 152 単位以上

合計 187 単位以上

先導的薬剤師育成コース

教養教育科目 35 単位以上

専門教育科目

必修科目 141 単位

選択科目 10 単位以上

計 151 単位以上

合計 186 単位以上

2 前項の基準については、別に定める。

第5章 転学部並びに再入学及び補欠入学

(転学部)

第11条 学則第22条の3の規定により本学部に転学部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転学部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。

3 転学部を許可した学生を在籍させる年次は、本学部教授会の議を経て定める。

4 転学部を許可した学生の既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

第12条 (削除)

(再入学及び補欠入学)

第13条 学則第21条の5及び第22条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、次のとおりとする。

(1) 在学期間は、第2年次に入学した者は10年、第3年次に入学した者は8年とする。

(2) 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

附 則

この改正規則は、昭和36年4月7日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則 (昭和37年4月13日規則第86号改正)

この改正規則は、昭和37年4月13日から施行し、昭和37年度入学者から適用する。

附 則 (昭和39年9月11日規則第145号改正)

この改正規則は、昭和39年9月11日から施行し、昭和37年度入学者から適用する。

附 則（昭和４１年４月８日規則第２０４号改正）

この改正規則は、昭和４１年４月８日から施行し、昭和４１年４月１日から適用する。

附 則（昭和４４年４月２５日規則第３３０号改正）

この規則は、昭和４４年４月２５日から施行し、昭和４３年度入学者から適用する。

附 則（昭和４５年３月２０日規則第３５４号改正）

この規則は、昭和４５年３月２０日から施行し、昭和４４年度入学者から適用する。

附 則（昭和４８年７月２０日規則第４３４号改正）

この規則は、昭和４８年７月２０日から施行する。

附 則（昭和５０年５月９日規則第４８６号改正）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、昭和５０年５月９日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

附 則（昭和５０年１０月１７日規則第５０４号改正）

この規則は、昭和５０年１０月１７日から施行する。

附 則（昭和５２年５月２０日規則第５５８号改正）

この規則は、昭和５２年５月２０日から施行し、昭和５２年４月１日から適用する。

附 則（昭和５３年３月１７日規則第５７７号改正）

- 1 この規則は、昭和５３年４月１日から施行する。
- 2 昭和５３年度に第３年次及び第４年次に在学する者については、第１０条及び別表の改正規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。ただし、この者が改正後の別表の授業科目の履修を希望するときは、改正前の第１０条各列記部分に規定する単位に算入しないものとして履修することができる。

附 則（昭和５４年６月２９日規則第６２５号改正）

この規則は、昭和５４年６月２９日から施行する。

附 則（昭和５８年１２月１６日規則第７６３号改正）

この規則は、昭和５８年１２月１６日から施行する。

附 則（昭和６１年２月２１日規則第８２１号改正）

- 1 この規則は、昭和６１年４月１日から施行する。
- 2 昭和６１年度において、第３年次及び第４年次に在学する者に係る卒業要件及び別表については、改正後の第１０条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和６２年１月１６日規則第８４９号改正）

この規則は、昭和６２年１月１６日から施行する。

附 則（平成４年３月１７日規則第１０５４号改正）

この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成５年４月１日規則第１０９７号改正）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前に入学した者に係る教育課程、履修方法、卒業要件等（廃止前の徳島大学教養部規則で定められていた一般教育課程の修了要件を含む。）については、なお従前の例による。この場合において、従前の一般教育課程を修了していない者については、共通教育科目を履修するものとし、課程を修了するために必要であった所定の単位を修得するものとする。

附 則（平成9年2月21日規則第1248号改正）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年2月18日規則第1461号改正）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月14日規則第1617号改正）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した者については、改正後の第3条の3第4項、第10条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月19日規則第1867号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第90号改正）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第116号改正）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日規則第77号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第71号改正）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した者については、この規則による改正後の第7条、第10条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日規則第110号改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、この規則による改正後の第3条、第3条の2、

第10条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、本学部を卒業するために必要であった共通教育科目の単位数を取得していない者は、当該共通教育科目に相当する教養教育科目を履修するものとする。

附 則（平成30年2月7日規則第49号改正）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月26日規則第48号改正）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和元年度以前に入学した者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月17日規則第51号改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

教養教育科目の履修要件

（創製薬科学研究者育成コース及び先導的薬剤師育成コース共通）

区分	授業科目	所要単位数
教養科目群	歴史と文化	8 単位
	人間と生命	
	生活と社会	
	自然と技術	
	ウェルネス総合演習	
創成科学科目群	※グローバル科目	
	※イノベーション科目	2 単位
	※地域科学科目	
	※医療基盤科目	
基礎科目群	SIH道場	1 単位
	基礎数学	4 単位
	基礎物理学	2 単位
	基礎化学	6 単位

	基礎生物学	2 単位
	情報科学	2 単位
外国語科目 群	英語	4 単位
	初修外国語	2 単位
中欄中の※印の科目		2 単位
合計		3 5 単位

別表第 2

専門教育科目表

創製薬科学研究者育成コース

創製薬科学研究者育成プログラム

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
医療における人間学	2 単位	
薬と社会の探訪	1 単位	
薬学英语 1	1 単位	
薬学英语 2	1 単位	
英語プレゼン実践講座	1 単位	
学術論文作成法	1 単位	
キャリアパスデザイン講義	1 単位	
物理化学 1	2 単位	
物理化学 2	2 単位	
分析化学 1	2 単位	
分析化学 2	2 単位	
製剤学	2 単位	
有機化学 1 (炭化水素)	2 単位	
有機化学 2 (求核置換反応)	2 単位	
有機化学 3 (不飽和化合物)	2 単位	
有機化学 4 (カルボニル)	2 単位	
有機化学 5 (生体分子)	2 単位	
有機機器分析演習	2 単位	
生薬学	2 単位	
天然医薬資源学	2 単位	
医薬品化学	2 単位	

創薬実践道場	1 単位	
細胞生物学	2 単位	
解剖生理学	1 単位	
微生物学	2 単位	
遺伝子生化学	2 単位	
タンパク質科学	2 単位	
代謝生化学	2 単位	
生体内シグナル概論	2 単位	
免疫と疾病	2 単位	
衛生薬学 1（栄養）	2 単位	
衛生薬学 2（疾病）	2 単位	
環境薬学	1 単位	
コアDDS講義	1 単位	
基礎医療薬学	1 単位	
薬理学	2 単位	
薬物治療学 1（循環器）	2 単位	
薬物治療学 2（消化器）	1 単位	
薬物治療学 3（神経）	2 単位	
薬物治療学 4（炎症）	2 単位	
薬物治療学 5（がん）	1 単位	
薬物治療学 6（感染症）	1 単位	
漢方薬学	2 単位	
医薬品情報学	1 単位	
医薬品情報解析学	2 単位	
臨床薬物動態学	2 単位	
薬剤学 1	2 単位	
薬剤学 2	1 単位	
社会薬学	1 単位	
地域薬局学	1 単位	
応用医療薬学	1 単位	
創薬物理化学		2 単位
有機反応論		2 単位
有機合成論		2 単位

創薬科学		2 単位
創製薬科学入門		1 単位
疾病学 1		1 単位
疾病学 2		1 単位
疾病学 3		1 単位
チーム医療入門		1 単位
地域医療入門		1 単位
先端臨床研究入門		1 単位
実習	3 6 単位	
分析化学実習	(1 単位)	
物理化学実習	(1 単位)	
製剤学実習	(1 単位)	
有機化学実習	(3 単位)	
生薬学実習	(1 単位)	
生物化学実習	(3 単位)	
衛生化学実習	(1 単位)	
薬剤学実習	(1 単位)	
実務実習事前学習	(4 単位)	
医療薬学・病院実務実習	(1 0 単位)	
医療薬学・薬局実務実習	(1 0 単位)	
研究体験演習	1 単位	
演習 1	1 単位	
卒業研究 1	5 単位	
卒業研究 2	5 単位	
卒業研究 3	5 単位	
卒業研究 4	6 単位	
計	1 4 2 単位	1 5 単位

注

- 1 講義及び演習は 1 5 時間、実習は 3 0 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 単位数の括弧書きは、実習の単位数の内訳とする。

先導的薬剤師育成コース

研究型高度医療薬剤師育成プログラム

授業科目	単位数
------	-----

	必修科目	選択科目
医療における人間学	2 単位	
薬と社会の探訪	1 単位	
薬学英语 1	1 単位	
薬学英语 2	1 単位	
キャリアパスデザイン講義	1 単位	
物理化学 1	2 単位	
物理化学 2	2 単位	
分析化学 1	2 単位	
分析化学 2	2 単位	
製剤学	2 単位	
有機化学 1 (炭化水素)	2 単位	
有機化学 2 (求核置換反応)	2 単位	
有機化学 3 (不飽和化合物)	2 単位	
有機化学 4 (カルボニル)	2 単位	
有機化学 5 (生体分子)	2 単位	
有機機器分析演習	2 単位	
生薬学	2 単位	
天然医薬資源学	2 単位	
医薬品化学	2 単位	
細胞生物学	2 単位	
解剖生理学	1 単位	
微生物学	2 単位	
遺伝子生化学	2 単位	
タンパク質科学	2 単位	
代謝生化学	2 単位	
生体内シグナル概論	2 単位	
免疫と疾病	2 単位	
衛生薬学 1 (栄養)	2 単位	
衛生薬学 2 (疾病)	2 単位	
環境薬学	1 単位	
コアDDS講義	1 単位	
基礎医療薬学	1 単位	

薬理学	2 単位	
薬物治療学 1（循環器）	2 単位	
薬物治療学 2（消化器）	1 単位	
薬物治療学 3（神経）	2 単位	
薬物治療学 4（炎症）	2 単位	
薬物治療学 5（がん）	1 単位	
薬物治療学 6（感染症）	1 単位	
漢方薬学	2 単位	
医薬品情報学	1 単位	
医薬品情報解析学	2 単位	
臨床薬物動態学	2 単位	
薬剤学 1	2 単位	
薬剤学 2	1 単位	
社会薬学	1 単位	
地域薬局学	1 単位	
応用医療薬学	1 単位	
創薬物理化学		2 単位
有機反応論		2 単位
有機合成論		2 単位
創薬科学		2 単位
創製薬科学入門		1 単位
疾病学 1		1 単位
疾病学 2		1 単位
疾病学 3		1 単位
チーム医療入門		1 単位
地域医療入門		1 単位
先端臨床研究入門		1 単位
実習	3 6 単位	
分析化学実習	（1 単位）	
物理化学実習	（1 単位）	
製剤学実習	（1 単位）	
有機化学実習	（3 単位）	
生薬学実習	（1 単位）	

生物化学実習	(3 単位)	
衛生化学実習	(1 単位)	
薬剤学実習	(1 単位)	
実務実習事前学習	(4 単位)	
医療薬学・病院実務実習	(1 0 単位)	
医療薬学・薬局実務実習	(1 0 単位)	
研究体験演習	1 単位	
演習 1	1 単位	
薬物療法マネジメント入門	1 単位	
高度医療アドバンスト演習	1 単位	
卒業研究 1	5 単位	
卒業研究 2	5 単位	
卒業研究 3	5 単位	
卒業研究 4	6 単位	
計	1 4 1 単位	1 5 単位

注

- 1 講義及び演習は 1 5 時間、実習は 3 0 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 単位数の括弧書きは、実習の単位数の内訳とする。

先導的薬剤師育成コース

研究型地域医療薬剤師育成プログラム

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
医療における人間学	2 単位	
薬と社会の探訪	1 単位	
薬学英语 1	1 単位	
薬学英语 2	1 単位	
キャリアパスデザイン講義	1 単位	
物理化学 1	2 単位	
物理化学 2	2 単位	
分析化学 1	2 単位	
分析化学 2	2 単位	
製剤学	2 単位	
有機化学 1 (炭化水素)	2 単位	

有機化学 2（求核置換反応）	2 単位	
有機化学 3（不飽和化合物）	2 単位	
有機化学 4（カルボニル）	2 単位	
有機化学 5（生体分子）	2 単位	
有機機器分析演習	2 単位	
生薬学	2 単位	
天然医薬資源学	2 単位	
医薬品化学	2 単位	
細胞生物学	2 単位	
解剖生理学	1 単位	
微生物学	2 単位	
遺伝子生化学	2 単位	
タンパク質科学	2 単位	
代謝生化学	2 単位	
生体内シグナル概論	2 単位	
免疫と疾病	2 単位	
衛生薬学 1（栄養）	2 単位	
衛生薬学 2（疾病）	2 単位	
環境薬学	1 単位	
コアDDS講義	1 単位	
基礎医療薬学	1 単位	
薬理学	2 単位	
薬物治療学 1（循環器）	2 単位	
薬物治療学 2（消化器）	1 単位	
薬物治療学 3（神経）	2 単位	
薬物治療学 4（炎症）	2 単位	
薬物治療学 5（がん）	1 単位	
薬物治療学 6（感染症）	1 単位	
漢方薬学	2 単位	
医薬品情報学	1 単位	
医薬品情報解析学	2 単位	
臨床薬物動態学	2 単位	
薬剤学 1	2 単位	

薬剤学 2	1 単位	
社会薬学	1 単位	
地域薬局学	1 単位	
応用医療薬学	1 単位	
創薬物理化学		2 単位
有機反応論		2 単位
有機合成論		2 単位
創薬科学		2 単位
創製薬科学入門		1 単位
疾病学 1		1 単位
疾病学 2		1 単位
疾病学 3		1 単位
チーム医療入門		1 単位
地域医療入門		1 単位
先端臨床研究入門		1 単位
実習	3 6 単位	
分析化学実習	(1 単位)	
物理化学実習	(1 単位)	
製剤学実習	(1 単位)	
有機化学実習	(3 単位)	
生薬学実習	(1 単位)	
生物化学実習	(3 単位)	
衛生化学実習	(1 単位)	
薬剤学実習	(1 単位)	
実務実習事前学習	(4 単位)	
医療薬学・病院実務実習	(1 0 単位)	
医療薬学・薬局実務実習	(1 0 単位)	
研究体験演習	1 単位	
演習 1	1 単位	
薬物療法マネジメント入門	1 単位	
地域医療アドバンスト演習	1 単位	
卒業研究 1	5 単位	
卒業研究 2	5 単位	

卒業研究 3	5 単位	
卒業研究 4	6 単位	
計	1 4 1 単位	1 5 単位

注

- 1 講義及び演習は 1 5 時間、実習は 3 0 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 単位数の括弧書きは、実習の単位数の内訳とする。